

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

さらに、国民の理解と協力が得られるよう、介護保険財政の見通しを踏まえた保険料等について、積極的に広報を行うこと。

2. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

3. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成について、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

また、地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員等の必要な人員の確保・育成について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生

じることのないよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な財政措置を講じること。

特に、初期の認知症高齢者に対する支援の在り方について検討し、認知症の進行を抑制する事業に対する更なる支援策を講じること。

なお、実施時期については、都市自治体が基盤整備の実情に応じて判断できるよう見直すこと。

- (3) 居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、人員体制等も含め、都市自治体の事務負担の増大を伴うことを考慮し、財政措置を含め十分な支援を講じること。

4. 次期制度改正について

- (1) 将来を見据えて保険料の上昇を抑制するとともに、地域格差を是正すべく、給付と負担のバランス、国と地方の負担の在り方等について検討し、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (2) 軽度者に対する生活援助サービス等について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含めて検討するに当たっては、都市自治体の負担等を勘案し、慎重に検討すること。
- (3) 次期制度改正に当たっては、都市自治体と協議し、その意見を反映するとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

5. 介護サービスの基盤整備等について

現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

6. 介護報酬等について

平成27年度介護報酬改定の影響について、適切な検証を行い、質の高い介護サービスを継続して確保するため、必要な措置を講じること。

また、次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、

地域やサービスの実態に即した報酬単価・地域区分とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。